

アイデンティティをめぐる制度と象徴 — パキスタンにおけるハワージャ・サラの命名とその帰結

Institutions and Symbols of Identity: The Naming of Khawaja Sara in Pakistan

国立アイヌ民族博物館研究員、国立民族学博物館外来研究員 劉 高力

Researcher and Curator at the National Ainu Museum; Visiting Researcher at the National Museum of Ethnology

LIU gaoli

要旨

本稿は、パキスタンにおいて法的に認定された「第三の性」「ハワージャ・サラ（Khawaja Sara）」が、いかにして制度的命名と宗教的・文化的象徴の交差点において再構築され、定着してきたのかを明らかにするものである。筆者は2011年以降、パキスタン各地で長期的なフィールドワークを行い、ハワージャ・サラと呼ばれる人々の生活、宗教実践、法的アイデンティティ形成の過程を参与観察とインタビューを通じて記録した。分析は宗教的象徴、歴史的語彙、法制度の三つの視点から構成され、特に2009年以降の最高裁判決による「ハワージャ・サラ」という名称の導入とその正統化のプロセスに焦点を当てた。本稿は、ハワージャ・サラというジェンダー名が単なる呼称ではなく、翻訳、包摂、管理という政治的力学の中で構築された制度的構成物であることを示すとともに、ジェンダーの植民地性、身体性、自己命名の可能性についての理論的考察を行う。

キーワード：ハワージャ・サラ、ヒジュラ、ジェンダー、アイデンティティ、パキスタン

Abstract

This paper explores how the legally recognized gender category “Khawaja Sara” (KS) has been reconstructed and institutionalized in contemporary Pakistan through the intersections of religious symbolism, historical vocabulary, and legal frameworks. Drawing on long-term fieldwork conducted since 2011—including participant observation and interviews with KS individuals, religious figures, legal professionals, and NGOs—the author investigates how the term “Khawaja Sara,” which originally referred to eunuchs in the Mughal court, has been repurposed by the modern state as an official identity category. Particular attention is paid to the series of Supreme Court rulings between 2009 and 2012 that culminated in the formal adoption of the term within national ID systems. The paper argues that the naming of KS constitutes not merely a label, but a political translation shaped by colonial legacies, normative gender frameworks, and the state’s strategies of inclusion and control. The study ultimately reconsiders the dynamics of gender identity, embodiment, and the asymmetrical power inherent in the institutional act of naming.

Keywords: Khawaja Sara, hijra, gender, identity, Pakistan

第1節 はじめに

南アジアにおいては、ジェンダーを男性・女性に限らず、「第三の性」とされる存在が歴史的に認知されてきた。特にインド、バングラデシュ、ネパール、パキスタンなどでは、「ヒジュラ (hijra)」と呼ばれる集団が、宗教儀礼、物乞い、祝福の舞踊、売春といった周縁的な職業を通じて社会の中で独自の位置を占めてきた。身体的には男性、両性具有、あるいは性分化疾患を抱える者が多く、精神的には女性としての自己認識を持つ者が多いとされる。彼らは通常、血縁家族から離れ、グル (Guru)¹を中心とする独自の擬似家族的な共同体を形成している。

このような南アジアにおけるジェンダーの多様性に対する学術的な関心が高まったのは、人類学者セレナ・ナンダ (Serena Nanda) (Nanda 1989)が発表した民族誌以降である。ナンダの研究は、「ヒジュラ」という名称が国際的な議論の対象として受け入れられる契機となり、その後、言語学者、歴史学者、人類学者らが多様な視点から「ヒジュラ」に関する研究を展開してきた。

「ヒジュラ」をはじめとする性的マイノリティは、南アジア社会において長らく「恥ずかしい存在」や「社会の最下層」として扱われてきた。しかし近年では、法制度の整備や社会運動の展開を通じて、一定の社会的承認を得るようになってきている。とりわけパキスタンは、南アジア諸国の中でもいち早く、2009年に「第三の性」の存在を法的に認定し、男性・女性に加えて「ハワージャ・サラ (Kha-waja Sara, خواجہ سرا)」というカテゴリーを設けたIDカードの発行を開始した。この「ハワージャ・サラ」(以下、KSと略記)という名称は、ムガル帝国期に宮廷やハーレムで役割を果たした宦官の称号に由来し、現代の性的マイノリティに新たな意味を付与するかたちで、国家によって制度的・命名的に復活されたものである。

本稿は、このようなKSという名称が、現代パキ

スタン社会においてどのように再構成され、ひとつのアイデンティティとして定着してきたのかを、宗教的象徴・歴史的語彙・法制度的枠組みという三つの外部要因を軸に分析することを目的とする。筆者は2011年よりパキスタン各地において、KSのグループとの共同生活を含む長期的な参与観察を行ってきた。また、宗教指導者、法曹関係者、政治家、NGO関係者などへのインタビューを通じて、この名称をめぐる社会的言説と政治的制度の構造を把握するに至った。

本稿では、まず第2節において、KSの「神聖性」や「呪詛力」といった宗教的イメージが、ヒンドゥー神話とイスラーム信仰の狭間でどのように再解釈されているのかを考察する。次に第3節では、「ヒジュラ」「宦官」「KS」といった名称の歴史の変遷をたどり、それぞれの語彙が持つ象徴的意味と社会的位置づけの違いを明らかにする。さらに第4節では、2009年以降の最高裁判決を中心に、国家がKSという名称をいかに導入・制度化していったのかというプロセスを分析する。そして、こうした複合的な構造の検討を通じて、「KS」というジェンダー・カテゴリーが今後どのような文化的・政治的意味を持ちうるのかについての理解の基礎を提示するものである。

第2節 神聖と呪詛のあいだ： 宗教的象徴と民間信仰の再解釈

(1) 出会いの現場と呼称の混乱

2011年の後半、筆者はパキスタンの首都イスラマバード (Islamabad) 近郊にあるラワルピンディ (Rawalpindi) 市周辺にて、パンジャーブ民謡に関する取材のため、ある民謡歌手の自宅を訪問し、歌の内容や楽器演奏に関するインタビューを行っていた。その際、思いがけず一人の客が現れた。招かれたわけでもないのに、歌手の演奏に合わせて踊りながら家の中へ入ってきたのである。その人物は伝統

1 現地語、現地のウルドゥー語で師匠という意味。伝統的には、「グル」とよばれる指導者を中心として、「グル」に師事する弟子たちが集団生活をおこなっている。

的な女性の衣装をまとい、恥じらうような表情を浮かべながら、男性の声で大声に挨拶した。

それは、現地で「she-male」あるいは「ヒジュラ」と呼ばれる人々の一人であった。彼らは独自の集団を形成し、「普通の人とは交わってはならない」とされる生活を送っていると、周囲の人々は筆者に説明した。地域の家庭で結婚式などの祝い事がある際、彼らは踊り手として姿を現し、見返りとして金銭を受け取る。本人も、筆者がインタビューの際に叩いたドラムの音を祝い事の合図と勘違いして来訪したのだと語った。彼らは、婚礼や出産などの儀式において踊り手として招かれ、「呪詛力」や「祝福力」を持つ存在として、地域社会の中で神秘的な力を有していると信じられている。

イスラームを国教とするパキスタンでは、人々は宗教規範に則って行動し、男性と女性の役割が厳格に区分されている。その中で、第三の性というアイデンティティを有する人々が集団として存在していることに強い関心を抱くようになった筆者は、この集団の生活実態をより深く理解しようと考えようになった。その後、筆者はパンジャブ州ラホール(Lahore)市の知人の紹介により、同地で最も有名なグルの一人である Ashee²と出会った。ここで初めて、KSという呼称に接したのである。Asheeとは母娘のような関係を築き、共同生活していた。Asheeは出会いの初期から、自らの集団の正式名称はKSであることを強く主張していた。筆者はAsheeのグループの一員として何度も彼女の家に滞在し、弟子たちと共に行動する中で、KSという名称に自然と馴染むようになっていった。当時、一般的なパキスタン人の間では「ヒジュラ」「フスラ」「she-male」といった呼称が依然として主流であり、KSはほとんど使われていなかった。

また、日本に20年以上在住しているパキスタン移民にKSに関する文書を見せたところ、彼は

「Ah, lady-boy」と言った。³ 彼自身、KSという言葉聞いたことがなかったという。海外の南アジア研究者においても、この用語を知らない者は少なく、同様に戸惑う様子を見せた。こうした事例は、KSという名称が依然として広く共有された概念ではないこと、そしてその背後にあるイメージが流動的であることを物語っている。KSとは何の意味であるか——この問いは筆者自身、長期のフィールド調査を通じてもお複雑であり、容易には答えが出せないままである。

(2) 宗教、神話と「神聖性」の起源

南アジア諸国において、人々は一般にヒジュラとの遭遇を忌避する傾向がある。しかし一方で、彼らからの物乞いを厳しく拒絶することも少ない。これは、ヒジュラが神聖な力を持ち、怒らせると呪われて不運が訪れると信じられているためである。

このように「ヒジュラ」が神聖視されてきた背景には、古代インド神話との深い関わりがある。たとえば「ラーマーヤナ」⁴には以下のような逸話が描かれている。ラーマ王子は14年間の流刑によりアヨーディアを離れた際、彼に忠誠を誓う民衆が森まで付き従った。ラーマはこれに気づき、「男性と女性たちよ、ここで引き返さない」と語りかけた。しかし、男性でも女性でもない人々はその言葉に含まれていないことに戸惑い、結局、ラーマが戻るまで森の中で彼を待ち続けた。その忠誠に感銘を受けたラーマは、彼らに祝福を与えたとされている(Nanda, 1989)。この物語は、ヒジュラによる祝福儀礼「バダーイー」の起源として語られ、ヒンドゥー神話に由来する神聖性の根拠となっている。

また、『マハーバーラタ』(巻12, 90.32)には「男は、見知らぬ女性、第三の性、道徳的に墮落した女性、他人の妻、あるいは処女との性関係を持つべきではない」との記述があり、ここにも“第三の性”に関す

2 Asheeは本名。本稿では有名なグル、よくテレビ番組やニュースに出てくる人については本名を使用する。普通な弟子や素人の名前は仮名を使用する。

3 2016年7月16日に大阪市内の「sitara」というレストランで行ったインタビューでの情報による。

4 古代インドの大長編叙事詩。ヒンドゥー教の聖典の一つであり、『マハーバーラタ』と並ぶインド2大叙事詩の一つである。ラーマ王子は主人公である。

る認識が示されている (Meyer, 1989)。

このような古典文献に加え、各地の民間伝承においても、性別を越えた存在が神聖な媒介者として登場する。たとえば、人類学者・國弘 (國弘2009:73) はインド・グジャラート地方のチャーラナ・カーストに属する少女にまつわる伝承を報告している。ある日、少女が強盗に襲われ、暴行を受ける前に自ら命を絶った。死の間際、彼女は強盗を呪い、「おまえはヒジュラのようなことをした」と叫んだ直後、パフチャラ女神の姿となって現れ、次のように語ったという。

「我々の呪いは取り消すことができない。しかし、ここに私の寺を建てれば、お前は死後には私のもとへ来ることができるであろう。そのうえ、お前のような者はだれでも私のお寺を訪れ、女性の様をして、私を賞賛する歌を歌えば、その者も必ずや私のもとへ来ることができるであろう」。

國弘によれば、ヒジュラたちはこのパフチャラ女神の信者であり、その儀礼的な活動には宗教的帰依が伴っている。

これらの例は、人類学者 Reddy (2010:19) が述べたように、「前近代 (およびイスラーム以前) のインドにおけるセクシュアリティ概念と第三の性の存在に関する歴史的証拠」を提供するものである。Zwilling と Sweet (1996:362) も、「第三の性というカテゴリーは、インドの世界観において3000年近くにわたり存在してきた」と指摘している。

伝統的なヒジュラ、すなわち現在のKSに相当する人々の基本的な生業とされるのが「バダーイー」である。バダーイー (badhai) (ヒンディー語: बधाई / ウルドゥー語: بدھائی) は、神聖な力を有するヒジュラたちが結婚式や出産などの慶事において、踊りと歌によって祝福を授ける儀礼を指す。この語には「祝賀」や「喜びの表現」といった意味があり、神への供犠や祝福の施与の意味合いも含んでいる。

現代においては、ヒジュラたちの中には売春や物乞いに従事する者も見られるが、それでもバダーイーは彼らの「本来の職能」として一定の正当性と尊厳をもって認識されている。Reddy (2010) は次の

ように述べている。「性産業に従事するヒジュラも含め、大多数のヒジュラはバダーイー・ヒジュラ、すなわち儀礼的職能者こそが最も体面を持つヒジュラであると考えている。彼らは名誉ある存在である」。

(3) イスラーム社会における神聖／世俗のジレンマとアイデンティティの戦略

ヒジュラが神聖な力を有するとされる背景には、上述のように古代インド神話に由来する宗教的イメージが、現代の南アジア社会にもなお影響を及ぼしているという事実がある。しかし、イスラームを国教とするパキスタンにおいて、そのようなヒンドゥー由来の神聖観がどのように受容されているのかについては、慎重な検討を要する。

筆者が接してきた多くのKSたちはイスラーム信仰を持ち、ヒンドゥー神話や女神信仰についての知識をほとんど有していなかった。バダーイーの起源に関しても、彼女たち自身の語りにおいては、ヒンドゥー的な説明ではなく、アッラーとの関係性の中で意味づけられていた。筆者の知る限り、パキスタンのKSの間でヒンドゥー教に関する知識を持つ者はほとんど存在しない。

インドのヒジュラについて Reddy は、彼女たちが儀礼的祝福を担う「バダーイー・ヒジュラ」と、売春を生業とする「セックスワーカー・ヒジュラ」とに二分されると指摘しているが、パキスタンのKSの間にはそのような明確な区分は見られない。

バダーイーを行うKSには、一般に二つの条件が求められる。第一に、一定の成熟年齢に達していること。第二に、去勢 (ナルバン) を受けていることである。そのため、若年層のKSは、年配者と比べてバダーイーの実践に関与する機会が限られており、未経験と見なされることが多い。

以下は、2015年にパンジャブ州サルゴダ (Sargodha) で行われたインタビューの一部である。

バダーイーへの参加条件

L (筆者): あなたは「バダーイー」に行きますか?

KS1: 私たちは、他人の子ども祝福のためにはあまり行きません。私たちはまだ若いから、行く必要

はないのです。

KS2: 私たちはバダーイーには行きません。バダーイーは「ナルバン」の者だけのものです。

L: でも、人々はあなたたちがナルバンかどうか分からないのでは？

全員: 私たちは年を取ると、グルに従ってバダーイーに行きます。今はまだ楽しんでいる段階です。

L: 何歳くらいになれば、バダーイーに行けるとおもいますか？

全員: 私たちのグルは50歳くらいですが、まだ自分は若いと思っていますようです。私たちも、自分たちは若いと感じています。他の人々から見れば、私たちが年を取り魅力を失わない限り、「年配」には見られないのでしょうか。

ナルバンの意味と身体の葛藤

KS3 (サナ): 私はナルバンです。7年前に手術を受けました。彼女 (KS4) もナルバンですが、まだ若い。私はもう年寄りですからバダーイーに行きます。彼女は「ムジラ (Mujra)」⁵ のダンスで多くのお金を稼いでいます。人々は彼女に全てを与えますが、私たち年寄りはそのようなパーティーには行きません。彼女には「ギルヤー (弟子)」もいます。

L: ナルバンを受けたのは何歳の時ですか？

サナ: 42歳のときです。一度、誕生日のバダーイーに行った際、踊っていると人々に「彼女はゼナナ (女性のふりをした男) だ、偽物だ！」と言われ、殴られるのではと恐れてナルバンを決意しました。

これらの語りからは、KSたちにとって、神聖なバダーイーも世俗的なムジラも、稼ぎ方の違いに過ぎず、重要なのは「人としてどう生きるか」であるという価値観が見て取れる。一方で、一般社会の人々は、KSに対して「神聖な祝福を与える性的マイノリティ」という伝統的イメージを強く抱いており、それから逸脱する者は「偽物」として非難の対象になりやすい。

上述したバダーイーへの参加条件のうち、「年齢」は「経験が豊富 = 神聖な力が強い」という論理によって正当化されている。若いKSは経験不足のために神聖性が乏しいとされ、たとえ儀礼に参加しても正統性を認められにくい。そのため、若年層はムジラに従事し、楽しみながら収入を得る時期を過ごす。一方、年配のKSはムジラに不向きとなり、バダーイーにおける役割に重きを置くようになる。

次に「去勢 (ナルバン)」については、本人の意思以上に、社会的評価や宗教的・文化的規範が強く影響する。KSは「ジェンダーとセックスの境界を超えた存在」として祝福の力を持つとされるが、その神聖性はしばしば身体的証明に依存する。たとえば、サナの語りにもあるように、身体的に「男性器がある」と疑われれば、名誉を傷つけられ、時には暴力を受けるリスクさえある。つまり、身体の状態は、KSたちの収入や社会的評価に直結しているのである。

もちろん、自己決定によって去勢を選ぶ者も存在するが、多くのKSは、他者からの視線や集団内外の期待に圧される形で手術を選択している。去勢によって身体が「変化」したKSは、「本物」としてナルバンの称号を得る。一方で、イスラームの教義において身体改変 (とくに去勢) は「ハラーム (禁忌)」とされる。クルアーンには「われは人間を最も美しい姿に創った」と記されており、身体的人工的改変は神の創造に背く行為とされる。この倫理的ジレンマのなかで、多くのKSは「生まれながらのナルバン」——すなわち、先天的に両性具有または無性である——と名乗ることで、身体の正統性と神聖性の両立を図っている。「生まれながら」という表現は、外部社会にも受け入れやすく、名誉や祝福力といった価値を保持しやすい。一方で、「偽物」とみなされることは、グループ内外での名誉失墜に直結し、「嘘つき」「偽物」などの非難が飛び交う事例も多く見られる。

これに対し、若年層のKSたちはまだ「遊びの時

5 ムジラとは、ムガル帝国時代の舞女のダンスの形式。現代パキスタンでは、舞女は売春婦とも思われている。ムジラには、性的なダンスの意味合いもある。

期]にあり、去勢やバダーイーの実践は「将来の課題」として捉えられている。つまり、「本物／偽物」という境界は、生物学的条件と社会的期待が交錯するなかで流動的に構築されており、KSたちはそのはざまに、自己の身体・信仰・生計をめぐる選択と戦略を日々更新しているのである。

第3節 歴史・文化的枠組みとしての「ユーニク」と「ハワージャ・サラ」

(1) 名称の揺らぎと宗教・文化的多様性

南アジアにおける性的マイノリティを指す呼称は、時代や社会状況に応じて多様に変化してきた。「ヒジュラ」やKSに関する理解は、ヒンドゥー教やイスラームといった宗教的規範に加え、西洋的なジェンダー概念の影響を受けて複層的に形成されている。Zwilling and Sweet (1996)は、ジャイナ教文献にも第三の性を示す記述があることを指摘し、南アジアにおけるジェンダーの多様性が宗教的にも古くから認識されていたことを示している。

紀元前4世紀頃に成立した『実利論 (Arthashastra)』は、帝王学や政治・法制度に関する最初期の文献の一つであり、そこには「ユーニク (eunuch／去勢された男性、宦官)」を含む社会的少数者についての記述が見られる。たとえば、「ユーニク、僂僂、ドワーフ、聾者などは、自宅でスパイとして働いてもよい」といった内容である。またLyon (1873)の『インドの法律』では、ユーニクは性的不能者とみなされ、妻が離婚を請求する正当な理由の一つとされている。「夫が奇行を呈し、ハンセン病を患い、または強迫的・回避的な性格を示す場合、妻は離婚を請求できる」とされ、そうした夫は「ユーニク」や性的不能者と同列に扱われていた。さらに同書では、ユーニクと両性具有者を明確に区別し、両性具有者については性別が曖昧であることから「遺産の20%が割り当てられる」と記されている (ibid.)。

一方で、ジェンダーの両立を超える存在の伝統が、イスラーム文化の影響としてインド亜大陸にも

たらされたと考える研究者もいる。Artola (1975)は、現在の「ヒジュラ」が、地中海周辺のインド・ヨーロッパ文化における母神に仕える去勢司祭「ガリ (Galli)」に類似しており、アリア人が言語や文化と共に「ヒジュラ」の去勢 (および陰茎切除) の慣習をインドに伝えた可能性を示唆している。

また、インド亜大陸では古来より、男性でも女性でもない存在が神話、民話、宗教文献、紀行文などさまざまな記録に登場している。特に植民地時代以降、外国人の旅行者や官吏、商人、研究者らによってその存在が頻繁に言及された。たとえばForbes (1834)は、ある旅行記の中で「我々は彼らの好奇心を満足させつつ、我々自身またとない機会を楽しんでいた。しかし、ある嫉妬深いユーニクがすぐに我々の楽しみを止めてしまった」と記している。

さらに彼は、マラーター軍の軍営において多数の両性具有者が従軍していたことを報告している。彼らはバザールに配置され、料理人として働いており、カースト識別を容易にするために女性の服に男性のターバンを合わせるといった混合的な服装をしていた。「東洋の軍営、少なくとも我々が訪れたマラーター軍の軍営において、両性具有者の存在は記録されずにはいられないほど顕著であった」(ibid.)。

これらの記述は、歴史的な「ユーニク」や「両性具有者」のイメージが、現代のヒジュラやKSの社会的な役割と部分的に重なりうることを示唆している。ただし、Hall (1997)が指摘するように、これらの存在が現代のヒジュラやKSと系譜的に連続していることを裏付ける決定的な証拠は存在しない点に注意が必要である。

(2) 植民地的翻訳と身体の誤配

宗教的・文化的背景への理解を欠いたまま、植民地期の英国人記録者や旅行者が行った記述や翻訳においては、「ユーニク」という語が、南アジアの性的マイノリティに対応する語として多用された。しかし、この「ユーニク」というイメージは、南アジアにおけるヒジュラやKSの文化的・宗教的役割とは根本的に一致しない。Gannon (2009)が指摘するように、西洋人が南アジアで「ユーニク」を

“発見”したことは、現地における性や身体が多様な在り方を一つの語彙に押し込める翻訳行為であり、性別越境や宗教的役割といった側面を脱落させてしまった。このような一義的な理解は、制度的誤配の典型である。

18世紀に出版されたCuralの『The Eunuchism』(1718)は、ユーニクを三類型に分類し、その枠組みを聖書『マタイによる福音書』(19:12)と結びつけて説明している。すなわち、(1)生まれつきのユーニク、(2)他者によって去勢されたユーニク、(3)宗教的理由で自ら去勢した者、の三類である。とりわけ第三の類型は、「神の国のために自発的に独身を選ぶ」という禁欲倫理に基づいており、南アジアの身体観や宗教実践とは異なる文化的背景に立脚している。このように、「ユーニク」という語は宗教・身体・忠誠といった概念を内包しつつも、南アジアの社会制度や性表象と単純に対応するものではない。

Artola (1975)は、「ユーニク」という訳語が、南アジアにおける性の多様性や宗教的役割を正確に反映していないと批判し、サンスクリット語の tritiya prakriti (第三の本質)という概念への理解が重要であると主張する。彼によれば、この概念には(1)女性的外見をもつ男性 (strirupini)と(2)男性的外見をもつ女性 (purusharupini)という二つの類型が含まれており、いずれも外見と性役割の不一致を示している。これは単なる去勢ではなく、文化的・宗教的文脈における性の越境を意味している。

身体的処置に関する記録としては、J. Royes Bellが『国際手術百科事典第六版』(Remondino, 1891)の中で、「若い男児が両親に連れられて来て、性器全体が鋭利なカミソリで除去される」と記している。またHambly (1974)は、ムガル帝国において「宦官や奴隷が多数存在し、彼らは去勢された上で販売されていた」と述べている。さらに英国の旅行者Robert Coverteも、「皇帝は10人の王妃と1000人の愛人、そして200人のユーニクを所有しており、その一部はハーレム周辺の護衛を務めていた」と記録している (Anjum, 2011)。これらの

資料から、ムガル帝国における「ユーニク」が制度的に去勢された男性を意味していたことが明らかになる。

南アジアの文脈では、性の多様性は必ずしも抑圧の対象ではなく、祝福や宗教的権能を担う存在として尊重される場面も多く存在した。しかしながら、こうした語りや実践は、植民地主義的言説の中ではしばしば「異形」な存在として記録され、西洋的な価値観や言語の枠組みのもとで再構築されていたのである。KSという名称は、過去と現在を媒介する制度的ラベルとして定着していった。

(3) ムガル帝国におけるハワージャ・サラ

Sharma (1989)によれば、ムガル帝国の王宮において、ハーレムの護衛や管理を担った宦官には「ハワージャ・サラ」という特定の役職名が与えられていた。彼らは単なる奴隷や去勢男性ではなく、儀礼的・軍事的職能を担う高位の官僚として制度的に位置づけられていた。

『東方人名辞典』(Beale and Keene, 1894)には、以下のようなムガル朝期の著名なハワージャ・サラが記載されている：

I'tmad Khan: アクバル帝に仕えた宦官・官吏

Firoz Khan: シャー・ジャハーン帝の治世において300の職階を有した高官

Roz Afzun: ムハンマド・シャー帝の側近として仕えた有名なハワージャ・サラ

これらの人物は、身体的特徴を理由に社会的に周縁化される存在ではなく、むしろ宮廷における統治機構の中核を担う存在であった。身体の実作と制度的な役割とが結びつき、宦官であることは一種の「身分」として機能していた。

「ハワージャ・サラ」は単なる護衛ではなく、軍人や儀礼的な役割も含む職名であり、その社会的地位は決して低くなかった。こうした背景を踏まえると、現代パキスタンにおいて祝福儀礼や舞踊を通じて社会的役割を担うKSとは、その職能的起源と社会的位置づけにおいて大きく異なることが明らかである。

一方で、現代パキスタンでは、「she-male」や「フスラ」などの蔑称が流通するなか、2009年の最高裁判決により、「KS」という名称が法的に承認された。この名称は、ムガル帝国期の職名に由来しつつも、単に過去の職名が再文脈化された事例にとどまらず、身体的特徴に基づく呼称から、制度的・社会的主体としての呼称へと意味が転換されたことを意味している。すなわち、かつて「ユニック」として分類されていた人々が、「市民」としての権利主体へと再定義される過程には、翻訳、政治、宗教、歴史が複雑に交差する構造があると考えられる。

第4節 制度化されるアイデンティティ： ID 制度と命名の政治

(1) ジェンダーの植民地性と制度的命名： 監視、翻訳、語りの乖離

英領インド時代における性的マイノリティの制度的管理は、「刑事部族法 (Criminal Tribes Act, CTA)」の制定に端的に表れている。とりわけ1871年に導入された「ユニック登録制度」は、ヒジュラをはじめとする非規範的な性表現を、国家による監視と登録の対象とするものであり、彼らを事実上「犯罪予備群」として位置づけた (Hinchy, 2014)。この制度は、1850年代以降、英官吏によって「ヒジュラ」という存在が“発見”され、理解されない身体や性の在り方を把握・制御しようとする試みの一環として機能した。

CTAにおいて、ユニックは「自認あるいは医学的診断によって性的不能とされる者であり、誘拐されて去勢された、またはソドミーを行う疑いのある者」と定義された。これは、性的マイノリティの身体性や生活実践を「性犯罪」や「異常」と結びつけることで、制度的に排除・抑圧する法的枠組みであった。こうした視点は、セックスワーク、誘拐、暴力といった負のイメージと不可分にされ、ヒジュラの社会的評価を大きく歪めた。さらに、このような法的思考は、英語を中心とする法制度の継承を通じて、パキスタンの憲法や行政制度にも一定程度影響を残している。

この登録制度は、単なる犯罪抑止策ではなく、Foucaultのいう「規律権力 (disciplinary power)」が作動する典型的事例でもある。ジェンダーの曖昧性は可視化と分類の対象となり、「正常な市民」の境界から排除されることによって、国家の規範秩序が再生産されていった。また、こうした制度に付随する感情の枠組みも重要である。たとえば、Forbes (1834) は旅行記の中で両性具有者を目撃し、「吐き気を催した」と記述している。これは単なる個人的な嫌悪ではなく、帝國的主体が異質な性を「劣ったもの」「不快なもの」として捉える「感情の植民地主義 (coloniality of feeling)」の表出とみなすことができる。

このような性の抑圧を理論的に捉えるうえで、Lugones (2007) が提唱する「ジェンダーの植民地性 (coloniality of gender)」という概念は極めて示唆的である。Lugonesは、ジェンダー規範とは単なる文化的な差異ではなく、近代／植民地的秩序における人間性の構築原理そのものであると主張する。すなわち、植民地主義は、性の多様性や身体的差異を「近代的市民」にふさわしい形へと翻訳し、逸脱する存在を非人間的として排除する装置であった。この観点から見れば、CTAは単なる行政措置ではなく、性の翻訳 (translational violence) を通じた支配の過程そのものであったと理解される。

翻訳とは、言語的な操作にとどまらず、ローカルな意味と主体性を奪い、他者の語りを制度的枠組みのなかで再構成・再命名する権力的な行為である。CTAは、南アジアにおける身体と性の多様なあり方を、理解不能な“異常”として制度的に切り取り、監視・規範・管理の対象へと変換したのである。

このような背景のもとで導入された現代のKSという呼称もまた、制度的翻訳と命名の権力構造から切り離しては考えられない。筆者が2012年にパキスタンでフィールド調査を行った際、「KS」という語は一般の市民にはほとんど知られていなかった。一方で、ラホールに居住するグルのAsheeは、「これは国家が与えた正式名称であり、ヒジュラとは異なる。IDカードが発行された際、最高裁のチャードリー判事がラホール城に刻まれた“ハワージャ・

サラール”という言葉を用いた」と語った。しかし、彼女自身もムガール帝国期におけるハワージャ・サラールKSの由来や具体的意味については詳しく説明できなかった。

多くのKSたちもまた、「ヒジュラ」「ユーニック」「she-male」「KS」といった呼称を文脈に応じて使い分けており、呼称の実践と制度的命名の間には明確な乖離が存在していた。このことは、「KS」という呼称が当事者によって自発的に選び取られた名称ではなく、国家と法制度によって「与えられたラベル」であり、語りの主体性は限定的であったことを示している。

ここに浮かび上がるのが、「名づける権力 (power to name)」の非対称性である。命名とは単なる記号の付与ではなく、「誰が誰を定義できるのか」という政治的行為に他ならない。法制度によって承認された「KS」という語は、かつて「ユーニック」として周縁化されてきた身体を「市民」として制度的に再定義する一方で、翻訳という形をとって語りの主体性を再び奪い、管理可能な枠組みに回収していくプロセスでもあった。

(2) 国家命名と最高裁判決における正統性の構築

2009年から2012年にかけて、パキスタン最高裁判所は性的マイノリティの権利保護を目的とした一連の判決を出した。この過程では、「she-male」「eunuch」「Unix」など、表記や呼称の揺れが見られたが、最終的に2012年9月25日の第10判決において、「ハワージャ・サラール」が正式な呼称として採用された。この命名は単なる語彙選択ではなく、国家の制度的フレーム内における言語的翻訳と宗教的・歴史的な正統性の構築を伴った政治的行為であった。

このプロセスの中心にいた弁護士アスラム・カキー (Aslam Khaki) が筆者に提供した最高裁の内部資料によると、呼称の変遷と判決の推移は次のように整理される。

2009年5月25日 (第1判決): 「she-male」の現金が警察により押収された事件を契機に、司法が性的マ

イノリティに関する社会的権利の議論を開始。

2009年8月17日 (第4判決): 「ユーニック (eunuch)」という語が初めて判決文に現れる。

2009年11月20日 (第6判決): 「Unix」という表記が用いられ、翻訳と発音の不安定さが露呈。

2011年3月22日 (第9判決): 再び「ユーニック」表記に戻る。

2012年9月25日 (第10判決): 「ハワージャ・サラール」が正式な名称として採用され、国家制度内に明記される。

この第10判決では次のように明言されている:

「パキスタン・イスラム共和国憲法の下、いわゆる“ユーニック”は、他の市民と同様に平等の権利を享受し、平等に取り扱われるべき存在である」。

また、国民ID制度に関しても明確な指針が示され、「NADRA (国家データベース登録庁) は、“ユーニック (ハワージャ・サラール)” に対してナショナルIDカードを発行すべきである」と記された。

ここで注目すべきは、この文書が初めて「ハワージャ・サラール」という語を国家的に承認し、公的文書に記載した瞬間であるという点である。それは国家による言語的翻訳と歴史的意味付けの操作の中で「与えられた名称」であり、近代国家における命名=制度化の一典型である。多くの市民にとって、その語の文化的意味や歴史的な文脈は十分に共有されていなかった。

つまり、ここで行われた翻訳は単なる言語変換ではなく、過去と現在、宗教と国家、伝統と法制度を接続する政治的翻訳 (political translation) であったと言える。そしてその翻訳は、「KS = 市民」という制度的枠組みの中で、かつて抑圧されてきた身体を再定義する一方、その語りの主体性や自己命名の権利を、再び国家の手に委ねることにもつながった。

このように、最高裁による名称の決定は、ジェンダーと国民資格をめぐる近代国家の構築装置の一環であり、呼称という「小さな言葉」に込められた支配と承認の力学を浮かび上がらせるものである。

(3) 包摂と管理のジレンマ：KSの承認の限界

国家IDカード制度の導入により、KSは「第三の性」として法的に認知され、医療・教育・雇用・社会保障などの公共サービスへのアクセスは一定程度改善された。この制度は、長らく不可視化されてきた性的マイノリティに対する包摂と可視化の一步として評価されうる。しかしその一方で、ジェンダー実践の多様性を「第三の性」という固定的・規範的な枠組みへと収容する力学も内包しており、包摂と管理のジレンマを孕んでいる。

ただし、「KS」という呼称自体は、ムガール帝国期の史料に記された官職名の再発見を通じて導入されたものであり、宗教的正統性（イスラームに反しない）、歴史的権威（帝国由来）、法的根拠（最高裁判決）という三重の正統性によって支えられていた。これは国家が採用した戦略的命名であり、既存の宗教的・文化的抵抗を回避するための折衷的選択ともいえる。

筆者のフィールド調査によれば、現地では依然として「ヒジュラ」や「フスラ」といった慣習的呼称が広く用いられており、制度的命名と実践的呼称のあいだには明確な乖離が存在している。Khan (2016) は、KSが現在もなお「身体障害者」に近いカテゴリーとして登録されていることを批判し、法的承認が必ずしも市民的平等を保証するものではないと指摘する。

「KSに与えられたIDカードは、彼らを障害者として位置づけるものであり、一般の国民と同等の権利を保証するものではない」(Khan, 2016)。

このような制度的処遇は、「包摂」の名の下における新たな統治技術として機能する権力の配置である。すなわち、制度的承認は必ずしも解放を意味するものではなく、むしろ新たな管理や規範化の手段として作用する可能性を常に孕んでいる。さらに、KSの法的可視性は、イスラーム的価値観と国家政策との整合性が求められる政治的環境において、慎重に管理された「限定的包摂」として位置づけられている。

このような「制度的可視化」の脆弱性を象徴する

のが、2017年にサウジアラビアで発生した事件である。同国では「性別の模倣」が犯罪とされ、ジェンダー境界の侵犯は厳罰の対象となっている。リヤドで開催されたパキスタン人KSによる「Guru Chela Chalan（師弟関係を結ぶ儀式）」が警察により摘発され、35名が逮捕された。このうち2名は拘留中に死亡、1名は重篤な状態と報じられた。男性装の者は釈放されたが、女性装の者は全員が高額の罰金を科され続けている（Whitaker, 2017）。

この事件は、KSの制度的承認が国境を越えた文脈では通用せず、むしろジェンダー規範を逸脱した存在として暴力的に排除されるリスクを示唆している。つまり、制度的承認による可視化は普遍的権利の保障ではなく、時に排除の口実として機能するのである。

加えて、2025年にはアメリカの元大統領トランプが「第三の性」そのものの存在を公然と否定し、連邦レベルでのトランスジェンダー政策に逆行する発言を行った。このような動きは、KSを含むジェンダーマイノリティに対する法的承認がいかにも不安定で、政治的に左右されやすいものであるかを改めて浮き彫りにしている。

第5節 おわりに

本稿では、現代パキスタンにおけるKSの命名とアイデンティティ形成をめぐって、宗教・法律・政治の相互作用という多層的観点から分析を試みた。

まず、宗教的象徴としてのKSは、イスラームの正統性の枠組みにおいて再構築されており、その神聖性や呪詛力といった文化的イメージは、ヒンドゥー的儀礼や神話との距離を取りながら再解釈されていることを確認した。次に、歴史的語彙の側面では、「ヒジュラ」「ユニック」「KS」などの呼称が、それぞれの時代における権力構造や社会的文脈とともに意味を変化させてきた過程を明らかにした。特に、植民地期における「ユニック」の制度的固定化と支配的言説は、現代における法的承認された「KS」の語と対照的な位置づけにある。さらに、法制度的枠組みの中での検討では、2009年以降のパ

キスタン最高裁による一連の判決およびIDカード制度の導入を通じて、KSが国家的に「第三の性」として法的地位を獲得していくプロセスをたどった。とはいえ、そこでの命名は当事者による能動的な自己定義というよりも、国家という外部権力による規範的翻訳であり、ジェンダーの植民地的文脈を継承する一形態として理解されうることも記述した。

本研究を通じて明らかになったのは、ジェンダーアイデンティティとは決して静的で普遍的なカテゴリーではなく、常に交渉と再構築を伴う動的な実践であるという点である。それは、内部と外部、通時性と共時性、伝統と現代、宗教と法、国家と市民といった複数の軸が交差する場において生成される、極めて複雑な構造を持つ。KSという命名とその制度的可視化の過程は、当事者の内在的な自己認識やコミュニティ内部の呼称実践によって自然発生したものではなく、むしろ国家制度、宗教的正統性、国際的な人権言説などの外部的力学が交差する中で構築された制度的構成物であった。そうした構成の過程においても、当事者による意味の再解釈や抵抗の余地が常に存在していることも見逃してはならない。

グローバル化が加速する今日、ジェンダーや性的マイノリティに関する表象と制度化の問題は、ローカルな文化的コンテクストと国際的な規範・政治的力学の摩擦のなかで展開している。Tsing (2011)

が示唆するように、グローバルな「ヒューマニティ」への参与は必ずしも一枚岩ではなく、むしろ摩擦やズレのなかにこそ新たなアイデンティティが生成される契機がある。KSという呼称とID制度の導入は、国民国家の統治枠組み、イスラーム的価値観、そして国際的な人権言説という三重の文脈が交差する場において成立した、そうした摩擦の産物である。

今後の課題としては、こうした制度的命名と可視化のプロセスが、当事者にとってどのような影響を与え、どのような形で尊厳や平等の実現に貢献しているのかを、さらに丁寧に検証していく必要がある。人類学の根幹にある「複数の声を聞く」という倫理と共鳴しながら、ハワージャ・サラーをはじめとする「第三の性」の社会的位相をより深く理解するための基礎的視座として、本研究がその一助となることを期待したい。

謝辞：本研究の一部は、JSPS特別研究員奨励費（課題番号：17J04037）の助成を受けたものです。また、調査を進める過程では京都大学人文科学研究所、京都大学大学院人間・環境学研究科文化人類学専攻に所属しており、専攻の皆さまにはご支援を賜りましたことを感謝申し上げます。

参考文献

Anjum, Faraz (N.d.). "Strangers' Gaze: Mughal Harem and European Travellers of the Seventeenth Century." *Pakistan Vision*, 12(1): 70-95.
<http://library.bjp.org:8080/jspui/bitstream/123456789/80/1/R.%20Shamasastya-Kautilya%27s%20Arthashastra%20%20%20%281915%29.pdf> Artola, George (1975). "The Transvestite in Sanskrit Story and Drama." *Annals of Oriental Research*, 25: 56-68.
 Beale, Thomas William, and Henry George Keene (1894). *An Oriental Biographical Dictionary: Founded on Materials Collected by the Late Thomas William Beale*. London: W.H. Allen.
 Buri, J.R. (1991). "Parental Authority Questionnaire." *Journal of Personality Assessment*, 57.
 Cural, E. (1718). *Eunuchism Display'd: Describing All the Different Sorts of Eunuchs (etc.)*. London: E. Cural.

Forbes, James (1834). *Oriental Memoirs: A Narrative of Seventeen Years Residence in India*. London: R. Bentley.
 Hambly, Gavin (1974). "A Note on the Trade in Eunuchs in Mughal Bengal." *Journal of the American Oriental Society*, 94(1): 125-130.
 Hinchy, Jessica (2014). "Obscenity, Moral Contagion and Masculinity: Hijras in Public Space in Colonial North India." *Asian Studies Review*, 38(2): 274-294.
 Kautilya (1915)『Arthashastra (アルタシャーストラ)』R. Shamasastya 英訳. Government Press, Bangalore.
 Khan, Shahnaz (2016). "What Is in a Name? Khwaja Sara, Hijra and Eunuchs in Pakistan." *Indian Journal of Gender Studies*, 23(2): 218-242.
 Livia, Anna, and Kira Hall (1997). *Queerly Phrased: Language, Gender, and Sexuality*. Oxford: Oxford University Press.

論文

Lugones, María. "Heterosexuality and the Colonial / Modern Gender System." *Hypatia* 22(1), 2007: 186–209.

Lyon, Andrew (1873). *Law of India*.

Meyer, Johann Jakob (1989). *Sexual Life in Ancient India: A Study in the Comparative History of Indian Culture*. Delhi: Motilal Banarsidass.

Nanda, Serena (1989). *Neither Man Nor Woman: The Hijras of India*. Belmont: Wadsworth Publishing Company.

Platts, John Thompson (1884). *A Dictionary of Urdū, Classical Hindī, and English*. Oxford: H. Milford.

Reddy, Gayatri (2010). *With Respect to Sex: Negotiating Hijra Identity in South India*. Chicago: University of Chicago Press.

Remondino, Peter Charles (1891). *History of Circumcision from the Earliest Times to the Present: Moral and Physical Reasons for Its Performance, with a History of Eunuchism, Hermaphroditism, Etc., and of the Different Operations*

Practiced Upon the Prepuce. Philadelphia: Davis.

Sharma, Satish Kumar (1989). *Hijras: The Labelled Deviants*. New Delhi: Gian Publishing House.

Tsing, Anna Lowenhaupt (2011). *Friction: An Ethnography of Global Connection*. Princeton: Princeton University Press.

WTO (2006). *International Trade Statistics 2006*. Geneva:

WTO. (2008年5月7日最終アクセス、http://wto.org/english/res_e/its2006_e/its06_toc_e.htm よりダウンロード)

Zwilling, Leonard, and Michael J. Sweet (1996). "Like a City Ablaze: The Third Sex and the Creation of Sexuality in Jain Religious Literature." *Journal of the History of Sexuality*, 6(3): 359–384.

Whitaker, Brian (2017年3月7日). "Victims of Saudi Arabia's Gender Crime Law." *Sabrang India*. (2025年6月8日アクセス、<https://sabrangindia.in/victims-saudi-arabias-gender-crime-law/> よりダウンロード)